

## 静岡ウェルネスプロジェクトに関する制度融資QA

### <制度概要について>

Q 1. 制度概要について教えてください。

A 1. 県内中小企業者等が静岡ウェルネスプロジェクト関連分野事業に対応するため、当該事業実施に必要な資金（設備資金、運転資金）を貸し付けた金融機関に対し、関連する規則、要綱等に基づき、利子補給金を交付する制度です。

詳細は、静岡県商工金融課ホームページをご覧ください。

商工金融課ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1041028/1028421.html>

制度融資紹介ページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003424/1028418.html>

Q 2. ウェルネス・フーズ産業支援センターへ確認（提出）する事項を教えてください。

A 2. 当センターでは「静岡ウェルネスフォーラム会員（フォーラム会員）登録の有無」及び「資金使途判断表」の2点を確認させていただきます。

制度融資お申込みの際には、当該会員登録（必須）及び必要事項を記入した資金使途判断表の事前提出をお願いしています。

静岡ウェルネスフォーラム会員登録について（センターHP内）

<https://www.fsc-shizuoka.com/registration/>

資金使途判断表書式・QA掲載ページ（センターHP内）

<https://www.fsc-shizuoka.com/service/others/>

### <静岡ウェルネスフォーラム会員（フォーラム会員）への登録について>

Q 3. 静岡ウェルネスフォーラムに入会する条件はありますか？

A 3. 特にありません。

静岡ウェルネスプロジェクトに関心があればどなたでも無料で入会可能です。

ウェルネス・フーズ産業支援センターでは、セミナーや相談会、助成事業など様々な事業を実施していますので、積極的に御活用ください。

また、会員に配信されるメールマガジンでも、ウェルネス、食品等に関する様々な情報を提供していますので、有効にご活用ください。融資のみを目的に入会することはお控え下さい。

プロジェクトの概要については、以下のホームページよりご覧ください。

※現在ページ準備中

Q 4. ホームページに掲載されている企業は登録企業ですか？

A 4. 登録企業は公開していません。

ホームページに掲載している企業は、掲載を希望した企業のみであり、登録企業は現在 1,800 社以上あります。登録の有無については、当センターにご確認ください。

Q 5. 入会申込書のフォーマットはありますか？

A 5. ホームページに申込書を掲載していますのでご確認ください。  
また、以下のホームページからも申込可能です。  
<https://www.fsc-shizuoka.com/registration/>

Q 6. 入会者の交流や集会などがありますか？

A 6. フォーラム会員向けのテーマ別分科会や、セミナー等実施の際、企業や研究機関等との交流の場を設ける場合がありますので、積極的にご活用ください。

＜資金使途判断表について＞

Q 7. 資金使途の対象及び判断基準を教えてください。

A 7. 以下のとおりとなります。(資金使途判断表の別紙にも記載されております)

資金使途基準

|                |  |   |
|----------------|--|---|
| 対象資金           | 未来型食品等※1 又はウェルネスサービス・製品等※2 の研究、開発、製造、販売に必要な設備資金、運転資金 |   |
| 対象製品等の種類       | ※1<br>対象食品等  | (1) 食の社会課題解決に資する加工食品<br>(2) 高付加価値食品<br>(3) 食品素材を活用した化粧品<br>(4) 対象食品等の付加価値又は生産性向上に寄与する製品・加工機械<br>(5) その他当プロジェクトに資すると判断される対象食品等   |
|                | ※2<br>ウェルネスサービス・製品等                                  | ウェルネス・フーズ産業支援センターによる支援実績のあるサービス、製品等、かつ公的医療保険・介護保険及びその他個別法による許認可が必要なサービス・製品を除いた以下のものとする。<br>(6) 食とウェルネスを掛け合わせたサービス<br>(7) 自然・温泉等の観光資源を活用したウェルネスツーリズム<br>(8) センシング技術を活用した健康増進に資する製品<br>(9) 健康経営推進サービス<br>(10) その他当プロジェクトに資すると判断されるウェルネスサービス・製品等                                   |
| 資金使途判断表記載に係る事項 | 差別化等要素の記載  | ①資金使途対象製品・サービス等については、差別化等要素を併せて記載すること。当該要素の例は以下のとおりとする。<br>・新規性、優位性<br>・品質<br>・市場競争力<br>・製造又は提供技術<br>・客観的評価（分析結果、特許、受賞歴等）<br>・その他差別化等要素と判断できるもの<br><br>②差別化等要素の模倣困難性（独自性）を併せて記載すること。<br><br>③上記①②に対し、その根拠を示すこと。<br>提示に当たっては競合する既存製品・サービスとの比較内容等、可能な限り客観的かつ定量的な根拠資料を付記、又は添付すること。 |

|  |      |  |
|--|------|--|
|  | 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当制度の利子補給は静岡県特別政策資金融資制度要綱のとおり、特定施策に対応するために事実上必要な融資（資金使途）に対して交付されるものであり、当該資金使途以外での制度利用はできないこと。</li> <li>・融資額については、資金使途に事実上必要な金額のみを計上し、かつその算定根拠を示すこと。</li> <li>・過日に当制度を利用し、かつ再び利用しようとする場合、その理由及び上記特定施策に対する成果を判断表に付記すること。</li> </ul> |
|--|------|--|

Q 8. 申込から承認までどの程度の期間を要しますか？

A 8. 申請内容によって異なります。まずは静岡ウェルネスプロジェクト資金使途判断表を記入の上、FAXやメールにて事前に相談してください。  
可能な限り余裕を持った申込みをお願いします。

Q 9. 融資額や融資利率について教えてください。

A 9. 当センターでは、フォーラム会員登録の有無と資金使途（判断表）の2点について判断するため、利率等に関することは県商工金融課にご相談ください。  
また、建設資金や設備資金で高額な場合は、大規模建築等建設資金計画書などの書類も必要になるため、まずは県商工金融課にご相談ください。

Q10. 事前相談は郵送でも可能ですか？

A10. 郵送も可能ですが、メールでのご相談を推奨しています。

Q11. 融資枠はどの程度ですか？

A11. 当センターでは把握しておりません。県商工金融課にご確認ください。

Q12. 否認されるケースもありますか？

A12. 融資条件を満たしていなければ認められません。

Q13. 金融機関から申込み可能ですか？

A13. 特に問題ありませんが、金融機関の担当者名や書類の送付先をお知らせください。

Q14. 具体的な資金使途とはどこまで詳しく記入すればいいですか？

A14. Q A 7 の資金使途判断基準の表内、資金使途判断表記載に関する事項の欄をご確認ください。

Q15. **事業終了後の検査等がありますか？**

A15. 検査等はありません。

しかしながら、どのような商品を開発したのか当センターとしても関心がありますので、多くの企業を訪問したいと考えております。特に新規登録企業の場合は、当センターの活動等を周知したいので、ご協力をお願いします。

Q16. **連絡先等について教えてください。**

A16. <連絡先>

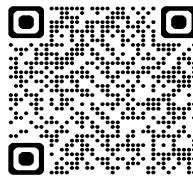
〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 2F  
公益財団法人 静岡県産業振興財団  
ウェルネス・フーズ産業支援センター  
制度融資 担当 宛  
TEL : 054-254-4513  
FAX : 054-253-0019  
E-mail : [newfoods@ric-shizuoka.or.jp](mailto:newfoods@ric-shizuoka.or.jp)

※初めて申請する方は一度お電話をいただけますと幸いです。

<掲載ホームページ等>

ウェルネス・フーズ産業支援センターHP

<https://www.fsc-shizuoka.com/>



静岡県商工金融課 HP

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1041028/1028421.html>



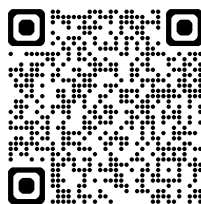
静岡県商工金融課 制度融資紹介ページ (制度概要・様式等)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003424/1028418.html>



静岡ウェルネスフォーラム会員登録について（センターHP内）

<https://www.fsc-shizuoka.com/registration/>



資金使途判断表書式・QA掲載ページ（センターHP内）

<https://www.fsc-shizuoka.com/service/others/>



静岡ウェルネスプロジェクトについて（センターHP内）

※現在準備中です

申請を行う金融機関は、本表によって、申請内容が基準に合致しているか、ウェルネス・フーズ産業支援センターへ事前確認をとること

## 静岡ウェルネスプロジェクト 資金使途判断表

### 1 企業名

### 2 企業概要

|  |
|--|
|  |
|--|

### 3 本件資金の内容

#### ①資金使途

| 項目    | 具体的な資金使途及び金額の算定根拠 | 金額 |
|-------|-------------------|----|
| 研究開発費 |                   | 千円 |
| 製造経費  |                   | 千円 |
| 販売経費  |                   | 千円 |
| 合計    |                   | 千円 |

※資金使途は具体的に記載すること。

※融資金額については、資金使途に事実上必要な金額のみを計上し、かつその算定根拠を示すこと。(必要に応じて別紙に添付すること)

#### ②事業内容

|  |
|--|
|  |
|--|

#### ③未来型食品等又はウェルネスサービス・製品等の内容

| 対象製品等の種類<br>(別紙資金使途基準(1)～(10)より選択)   |  |
|--|--|
| ※記載内容については、差別化等要素及びその客観的な根拠を示すこと。<br>※過日に当制度を利用し、かつ再び利用しようとする場合、その理由及び上記特定施策に対する成果を判断表に付記すること。 |  |

※別紙資金使途基準「対象製品等の種類」より、該当する項目番号を記載すること。

※同上基準より、「資金使途判断表記載に係る事項」に留意の上、資金使途の内容を記載すること。

※各項目記入部分が不足した場合には、行の追加や別紙資料添付等、適宜対応すること。

## 資金使途基準

|                |   |   |
|----------------|---|---|
| 基準概要           | <p>・本資金使途判断基準においては、静岡県特別政策資金融資制度要綱における「特定施策」を、静岡県が振興する「静岡ウェルネスプロジェクト」として位置付ける。</p> <p>・本プロジェクトでは、「未来型食品の開発」及び「ウェルネス産業の創出」等を通じた食品・ウェルネス産業の振興を主旨としているため、本制度融資に係る資金使途についても、同主旨と合致するものを対象とする。</p> |   |
| 対象資金           | 未来型食品等※1 又はウェルネスサービス・製品等※2 の研究、開発、製造、販売に必要な設備資金、運転資金  |   |
| 対象製品等の種類       | ※1<br>対象食品等   | <p>(1) 食の社会課題解決に資する加工食品</p> <p>(2) 高付加価値食品</p> <p>(3) 食品素材を活用した化粧品</p> <p>(4) 対象食品等の付加価値又は生産性向上に寄与する製品・加工機械</p> <p>(5) その他当プロジェクトに資すると判断される対象食品等</p>  |
|                | ※2<br>ウェルネスサービス・製品等   | <p>ウェルネス・フーズ産業支援センターによる支援実績のあるサービス、製品等、かつ公的医療保険・介護保険及びその他個別法による許認可が必要なサービスを除いた以下のものとする。</p> <p>(6) 食とウェルネスを掛け合わせたサービス</p> <p>(7) 自然・温泉等の観光資源を活用したウェルネスツーリズム</p> <p>(8) センシング技術を活用した健康増進に資する製品</p> <p>(9) 健康経営推進サービス</p> <p>(10) その他当プロジェクトに資すると判断されるウェルネスサービス・製品等</p>   |
| 資金使途判断表記載に係る事項 | 差別化等要素の記載   | <p>①資金使途対象製品・サービス等については、差別化等要素を併せて記載すること。当該要素の例は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規性、優位性</li> <li>・品質</li> <li>・市場競争力</li> <li>・製造又は提供技術</li> <li>・客観的評価（分析結果、特許、受賞歴等）</li> <li>・その他差別化等要素と判断できるもの</li> </ul> <p>②差別化等要素の模倣困難性（独自性）を併せて記載すること。</p> <p>③上記①②に対し、その根拠を示すこと。</p> <p>提示に当たっては競合する既存製品・サービスとの比較内容等、可能な限り客観的かつ定量的な根拠資料を付記、又は添付すること。</p> |
|                | 留意事項  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当制度の利子補給は静岡県特別政策資金融資制度要綱のとおり、特定施策に対応するために事実上必要な融資（資金使途）に対して交付されるものであり、当該資金使途以外での制度利用はできないこと。</li> <li>・融資額については、資金使途に事実上必要な金額のみを計上し、かつその算定根拠を示すこと。</li> <li>・過日に当制度を利用し、かつ再び利用しようとする場合、その理由及び上記特定施策に対する成果を判断表に付記すること。</li> </ul>  |